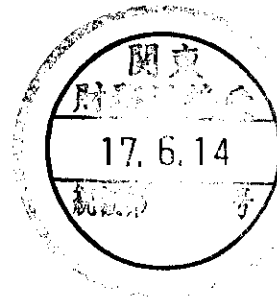


第三号様式

【表紙】

【提出書類】(2) 変更報告書#1
 【根拠条文】 法第27条の26第2項
 【提出先】 関東財務局長
 UBS証券会社 東京支店
 日本における代表者 サイモン・ハンス
 〒100-0004 東京都千代田区 大手町1丁目5番1号
 大手町ファーストスクエア



【氏名又は名称】(3) 日本における代表者 サイモン・ハンス
 【住所又は本店所在地】(3) 〒100-0004 東京都千代田区 大手町1丁目5番1号
 大手町ファーストスクエア

【報告義務発生日】(4) 平成17年5月31日
 【提出日】 平成17年6月14日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 3名
 【提出形態】(5) 連名

第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	株式会社 ドールコーヒー
会社コード	9952
上場・店頭別の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所
本店所在地	150-8412 東京都渋谷区神南1-10-1

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)ノ1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	UBS証券会社 東京支店
住所又は本店所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成9年11月11日
代表者氏名	サイモン・ハンス
代表者役職	日本における代表者
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	UBS証券会社東京支店 コンプライアンス部 久山美香
電話番号	03-5208-6041

(2)【保有目的】(9)

	国内の株式を自己勘定で保有している。
--	--------------------

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	21,000		
新株引受権証券(株)	A		-G
新株予約権証券(株)	B		-H
新株予約権付社債券(株)	C		-I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	21,000	N
償用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		4,500
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		16,500
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年5月31日現在)	S	21,516,864
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		0.08%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.19%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

ユービーエス・エイ・ジー(銀行)へ21,000貸し株

2【提出者(大量保有者)ノ2】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ユービーエス・エイ・ジー(銀行)
住所又は本店所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和53年2月28日
代表者氏名	クラウス・ウルス・ガブリエル・ダス
代表者役職	日本における代表者、東京支店長
事業内容	銀行業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ユービーエス・エイ・ジー(銀行) コンプライアンス部 仲野竜弥
電話番号	03-5208-7313

(2)【保有目的】(9)

当行ロンドン支店における中期的なディーリング目的により保有している。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	53,000		0
新株引受権証券(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株)	C(*注)	780,000	-
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	833,000	N
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		O
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		833,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		780,000

(*注:従前の転換社債券)

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年5月31日現在)	S	21,516,864
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		3.74%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.44%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

無し

3【提出者(大量保有者)】(7)

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	UBS Securities LLC
住所又は本店所在地	2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington DE 19808 Delaware, USA
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成7年11月4日
代表者氏名	Robert B. Mills
代表者役職	Chief Financial Officer
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	UBS証券会社東京支店 コンプライアンス部 久山美香
電話番号	03-5208-6041

(2)【保有目的】

証券業を営む関係で、保有している。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	8,000		
新株引受権証券(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株)	C (*注)	-	I(*注)
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 8,000	N	O
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		8,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

(*従前の転換社債券)

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年2月28日現在)	S	21,516,864
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		0.04%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.21%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

ユービーエス・エイ・ジー(銀行)へ8,000貸し株

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- UBS証券会社
- ユービーエス・エイ・ジー(銀行)
- UBS Securities LLC

3【共同保有者に関する事項】

該当無し

4【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	82,000		0
新株引受権証券(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株)(*注)	C 780,000	-	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 862,000	N	O 0
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		4,500
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		857,500
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		780,000

(*従前の転換社債券)

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年5月28日現在)	S	21,516,864
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		3.85%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.82%

委任状

スイス連邦法に基づき設立され、本店をスイス連邦 8001 チューリッヒ、パーンホフシュトラッセ 45 に有し、日本国東京都千代田区大手町 1 丁目 5 番一号大手町ファーストスクエアにおいて営業しているユービーエス・エイ・ジー(銀行)東京支店(以下「当行」という。)は、下記の者を代理人と定め、本店及び全支店を含む当行を代表して当行の為に下記の行為を行う権限を委任する。

1. 本店および全支店を含む当行による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書(以下、「報告書」という。)を作成、捺印すること。
2. 報告書を関東財務局長に提出すること。
3. 本委任状の写しを報告書の補足書類として関東財務局長に提出すること。
4. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
5. 上記1. ないし4. の行為に関し復代理人を選任すること。

UBS 証券会社 東京支店

サイモン・バンス

ジョン・ウエスト

原文之

当社はここに、当該各代理人が本委任状に基づいて適法に行いまたは行わしめることを承認する。

本委任状の写しは正式書類として財務局への提出に使用される。

本委任状は、本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

ユービーエス・エイ・ジー(銀行)

日本における代表者

クラウス・ウルス・ガブリエル・ダス



2005年3月15日

委任状（意訳）

米国デラウェア州法に基づき設立されたユービーエス セキュリティーズ エルエルシー（以下、「当社」という。）は、下記の者を代理人と定め、各々当社を代表して当社の為に下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社及び当社の共同保有者による日本の証券取引所に上場している株式の5%若しくはそれ以上を超える保有に関し、日本国の証券取引法に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下、「報告書」という。）を作成すること。
2. 報告書を財務局に提出すること。
3. 本委任状の写しを報告書の補足書類として財務局に提出すること。
4. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
5. 上記1. ないし4. の行為に関し復代理人を選任すること。

UBS 証券会社 東京支店

サイモン・パンス

ジョン・ウエスト

原文之

ユービーエス・エイ・ジー（銀行）東京支店

クラウド・ウルス・ガブリエル・ダス

野本 康夫

当社はここに、当該各代理人が本委任状に基づいて適法に行いまたは行わしめることを承認する。

本委任状の写しは正式書類として財務局への提出に使用される。

本委任状は、本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

上記を証として、当社は、権限ある者をして本委任状に署名せしめた。

Jeffry H Laska

ディレクター兼

アシスタントセクレタリー

Johne E. Nutson

アソシエイト ディレクター兼

アシスタントセクレタリー

2005年1月11日

Power of Attorney

UBS Securities LLC, a Delaware limited liability company (the "Company"), hereby appoints the following persons as the Company's true and lawful attorneys-in-fact (each an "Attorney"), with power for any two of them acting together or jointly with any other authorized officer of the Company, on behalf of the Company, to:

1. complete the Substantial Shareholding Report and other reports ("Reports") in respect of any issue listed on the securities market in Japan in which the Company, together with other entities of UBS AG, holds in aggregate 5% or more of the securities in such issue for which disclosure is required under the Japanese Securities Regulations;
2. submit any such Reports to the Financial Services Bureau;
3. submit a copy (not the original) of this Power of Attorney to the Financial Services Bureau as supporting document to any such Reports;
4. send copies of any such Reports to the issuer and the related securities market;
5. appoint additional Attorney to represent the Company in any matter relating to preparation and submission of the Report and the disclosure and reporting of our shareholding.

UBS Securities Japan Ltd., Tokyo Branch

Simon Bunce
John West
Fumiyuki Hara

UBS AG, Tokyo Branch

Klaus Duss
Yasuo Nomoto


The Company shall ratify and confirm all documents, contracts, acts and things which the Attorney shall execute or do in the exercise of any of the powers conferred or purported to be conferred on the Attorney by this Power of Attorney.

A copy of this Power of Attorney shall be regarded as the official document for the purpose of submission to the Financial Services Bureau.

The authority conferred on the Attorney by this Power of Attorney shall terminate one year from the date hereof.

This Power of Attorney has been duly executed by and in the presence of:


Jeffrey H. Laska
Director and Assistant Secretary


Jane E. Nutson
Associate Director and Assistant Secretary

Dated: 11 January 2005